

別紙 1

全日本柔道連盟公認審判員規定に基づく講習会の実施要項

1 趣 旨

審判員は審判規定を熟知していることは勿論のこと、審判技術も伴っていない
なければならない。選手は試合場において真剣に戦っていることから、審判員も
選手・観客が納得の行く審判に努めなくてはならない。

常に審判規定を熟知するとともに審判技術の向上に努めることが肝要であり、
そのために講習会を実施するものである。

2 日 時 令和 5 年 1 月 22 日 (日) 午前の部 9 時 開始

午後の部 13 時 30 分 開始

3 場 所 埼玉県立武道館 上尾市日の出 4 - 1877 TEL 048 - 777 - 2400

4 講 師 全日本柔道連盟 審判委員会に依頼中

5 対 象 者 顧問審判員・公認審判員 (A・B・C) その他本連盟が認める者

6 講 習 内 容 国際柔道試合審判規定の解説・実技指導

7 受 講 料 2,500 円

8 受講修了証 受講修了者には全日本柔道連盟公認審判員受講修了証を交付する。

9 申 込 各郡市柔道連盟・中体連・高体連・大学・警察で取り纏めの上、
別紙「申込書」に参加費を添えて令和 4 年 12 月 21 日 (水) 必着
にて、埼玉県柔道連盟事務局に申し込むこと。

参加費は下記銀行口座へ、お振込み下さい。

埼玉りそな銀行 県庁支店 普通預金 **3505526**

埼玉県柔道連盟 会長 中島 政司

ゆうちょ銀行 **00180-1-391120** 埼玉県柔道連盟

10 そ の 他

- 1) 受講者は、国際柔道連盟試合審判規定を各自持参の事。
- 2) 申込後の受講料の返金は致しません。
- 3) 講習会当日の参加申込は、受付致しません。
- 4) 各自柔道手帳持参の事。
- 5) 受付は各所属 (郡市・中体連・高体連・大学・警察) で行い、出・欠席を
事務局へご報告下さい。
- 6) 受講郡市割振りは別紙 2 による
- 7) 公認審判服の作成予定者も合わせてご報告下さい。

(業者依頼都合もありますので、作成希望者少数の場合は中止)

以 上

受講郡市割振り

●午前の部 9時 開始

川口市 さいたま南 さいたま北 足南郡市 足北郡市
南埼玉郡市 北葛飾郡市 熊谷市
C ライセンス受講者

●午後の部 13時30分 開始

北埼玉郡市 大里郡市 児玉郡市 秩父郡市 川越市
入間郡市 比企郡市 中体連 高体連 大学 警察

以上